

障害者の地域生活支援の “いま”と“これから” ～意思決定支援と地域生活移行を考える～

全国権利擁護支援ネットワーク
事務局長 上田晴男

1

テーマを考えるポイント

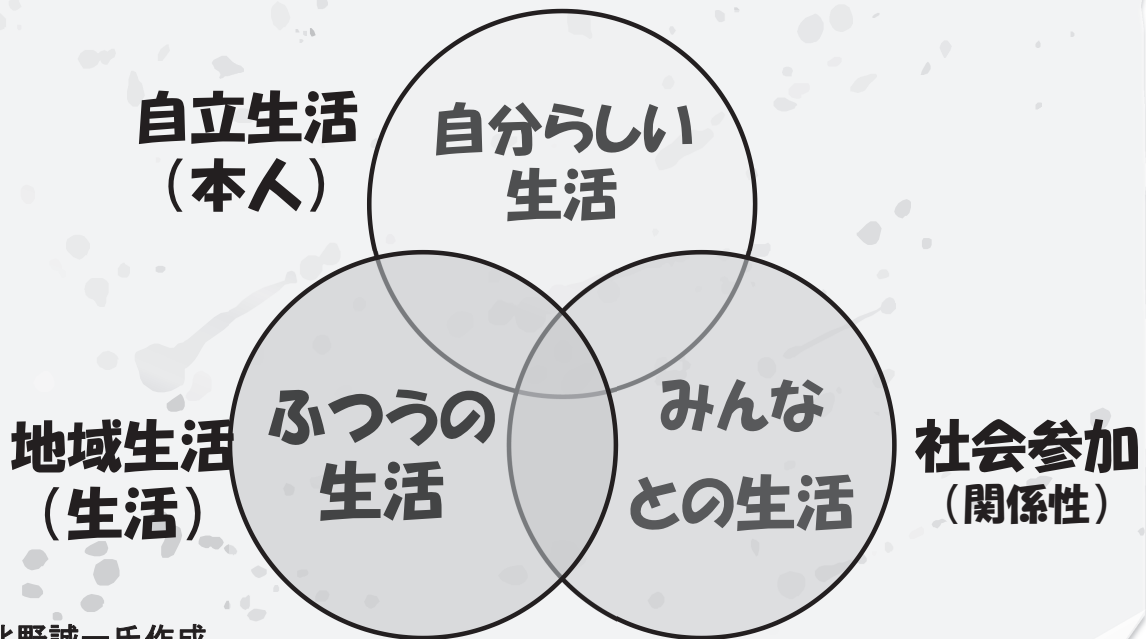
意思決定
支援

地域移行
と地域生
活支援

地域生活
のいまと
これから

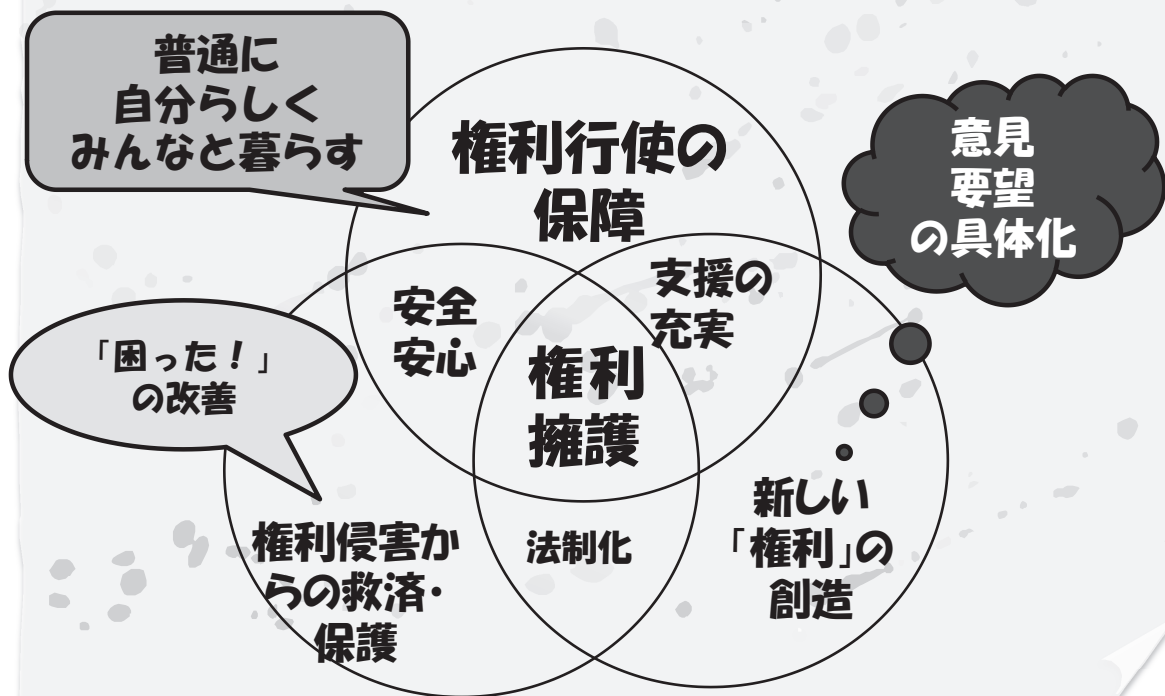
2

私たちの暮らし(地域自立生活)の内容



北野誠一氏作成
資料を基に構成

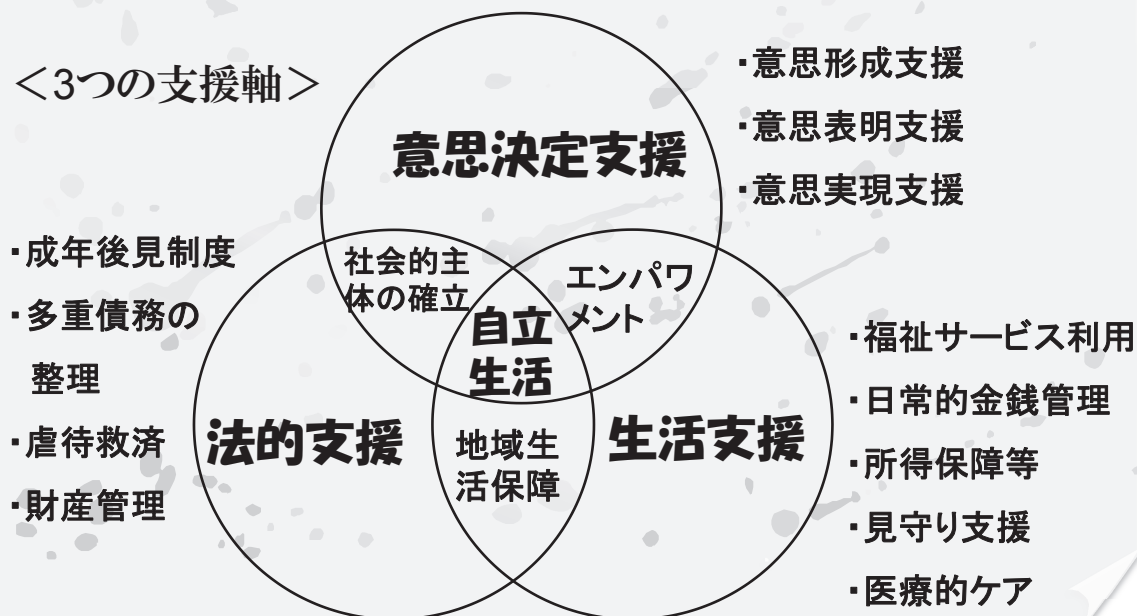
権利擁護とは…



権利擁護支援の実践

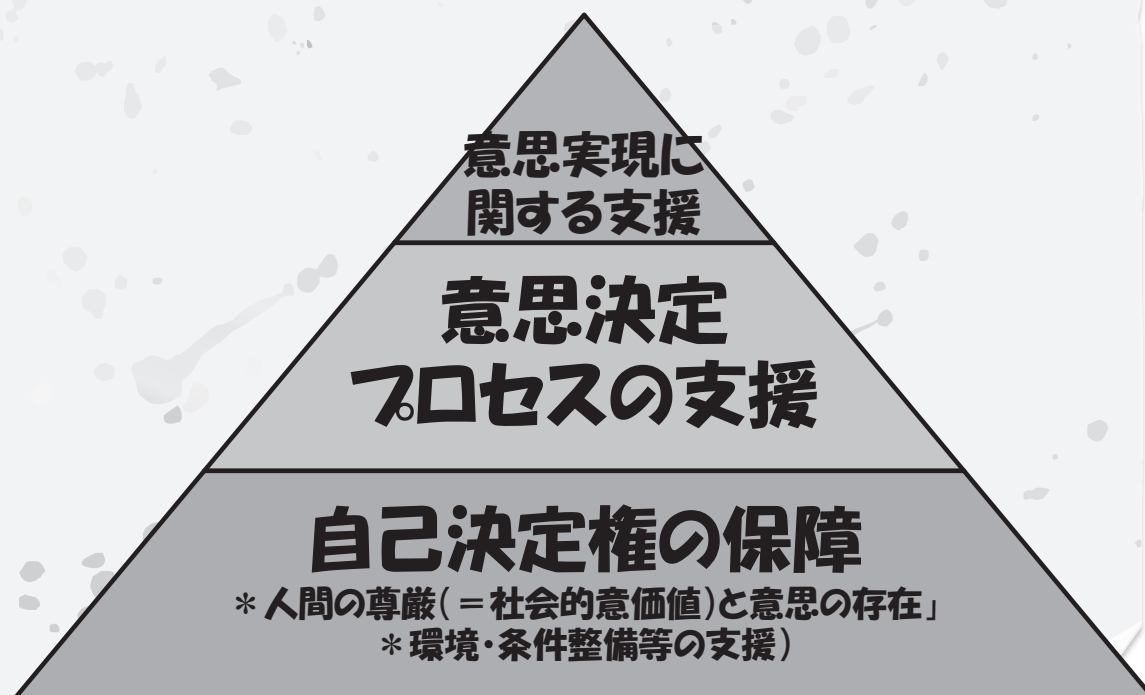
～一人一人の権利擁護支援～

<3つの支援軸>



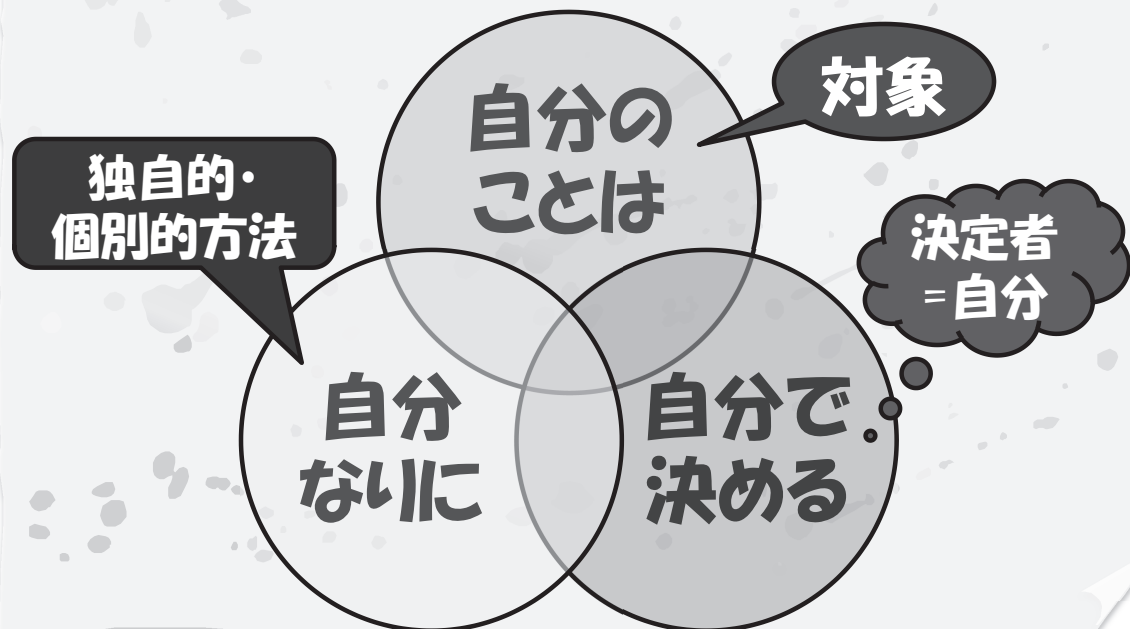
5

自己決定権と意思決定支援



6

自己決定の内容



7

意思決定支援の内容



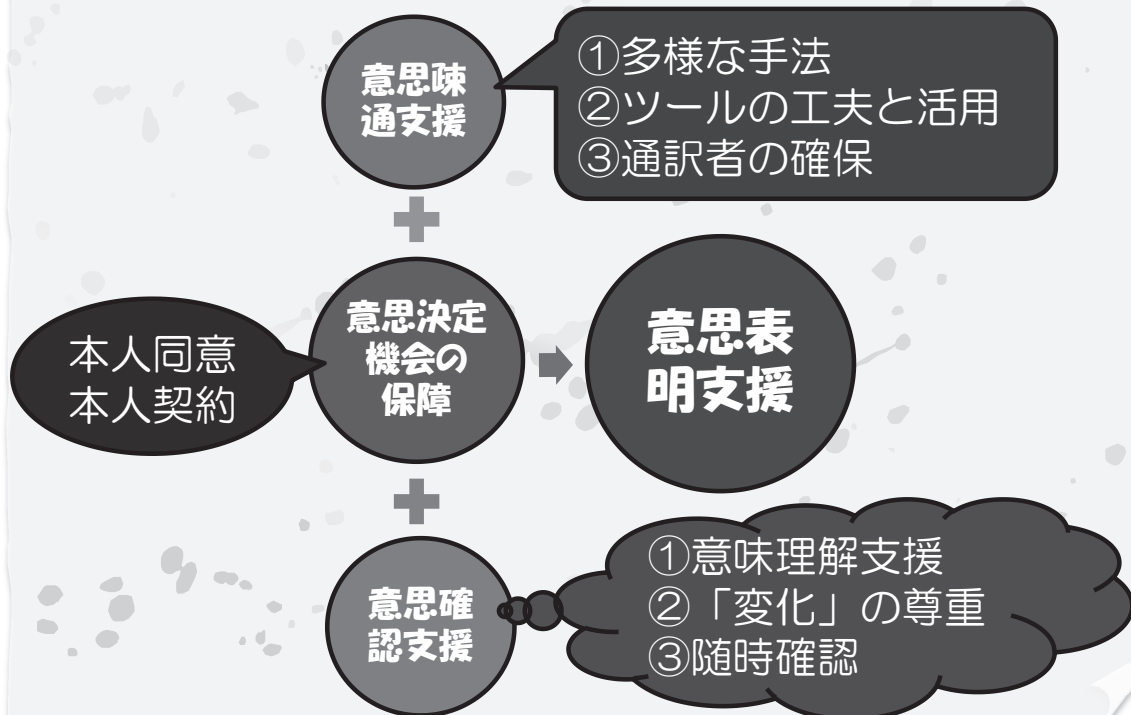
8

意思形成支援

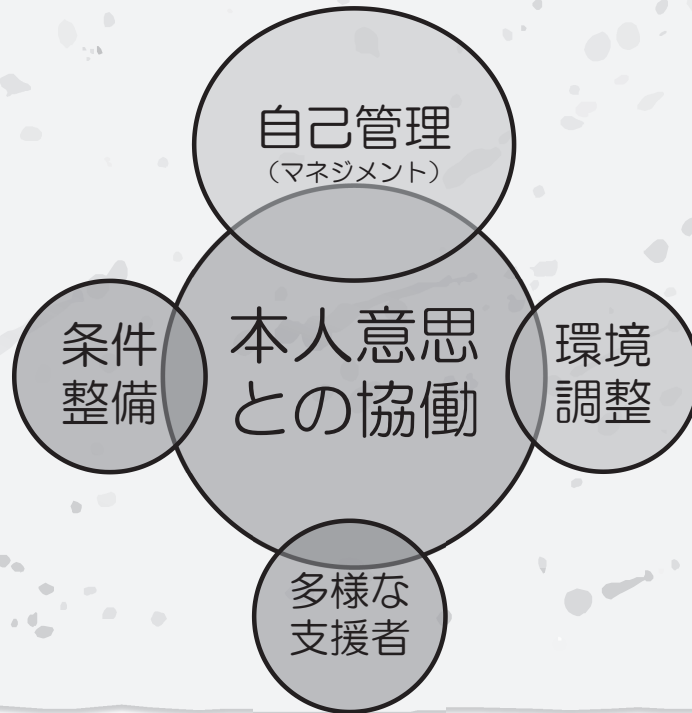


9

意思表示支援

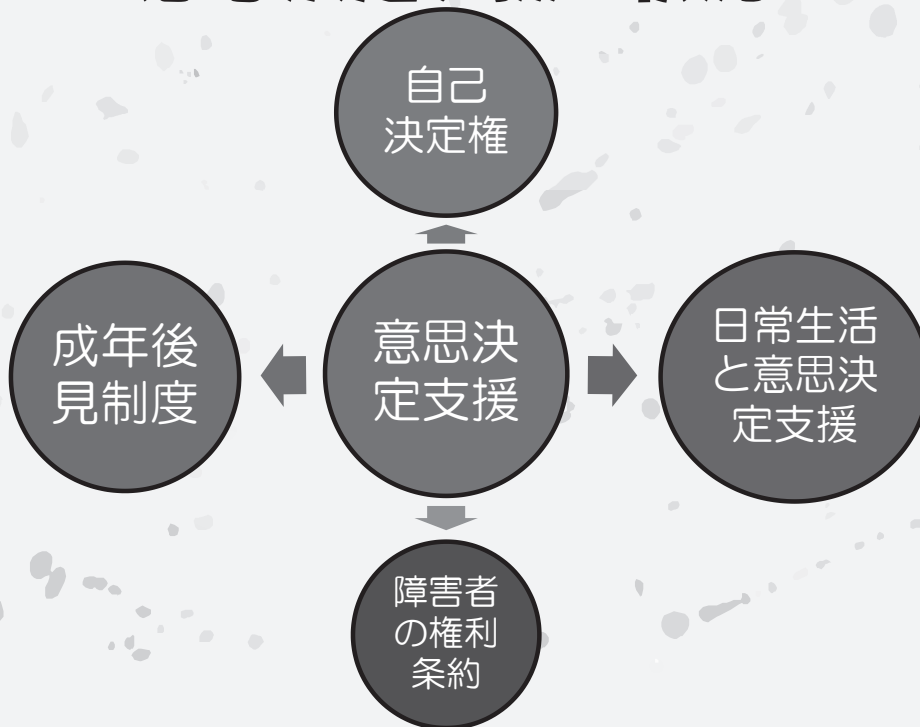


意思実現支援の構成



11

意思決定支援の状況



12

意思決定支援ガイドライン(案) 及び意思決定支援計画について

高齢者を含めた対象となっているか

意思決定プロセスの支援なのか

成年後見人等との関係は？

「意思決定支援計画」は他の支援計画と同じか？

支援者の確保と財源は？

13

地域移行支援とは？

★地域移行支援とは、障害者支援施設等及び精神科病院に入所・入院している障害者に対して、住居の確保や障害福祉サービスの体験利用・体験宿泊のサポートなど地域生活へ移行するための支援を行うもの。

○ 平成24年6月に成立した障害者総合支援法では、現行の対象者に加えて「その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるもの」を新たに規定したところである。

○ これを受け、重点的な支援を行うことで地域生活に円滑に移行できることが期待される者として、

① 入所期間の長期化や高齢化が進んでいる保護施設に入所している障害者、

② 退所後の住居を確保し、円滑に福祉サービス等につなげることで再犯防止が期待される矯正施設、保護施設等に入所している障害者を新たに地域移行支援の対象とする。

社会保障審議会障害者部会第52回資料

14

地域移行の実態

～H25年度調査より～

グループホーム

・ 48.4%

家庭復帰

・ 36.6%

15

「地域移行」への疑問

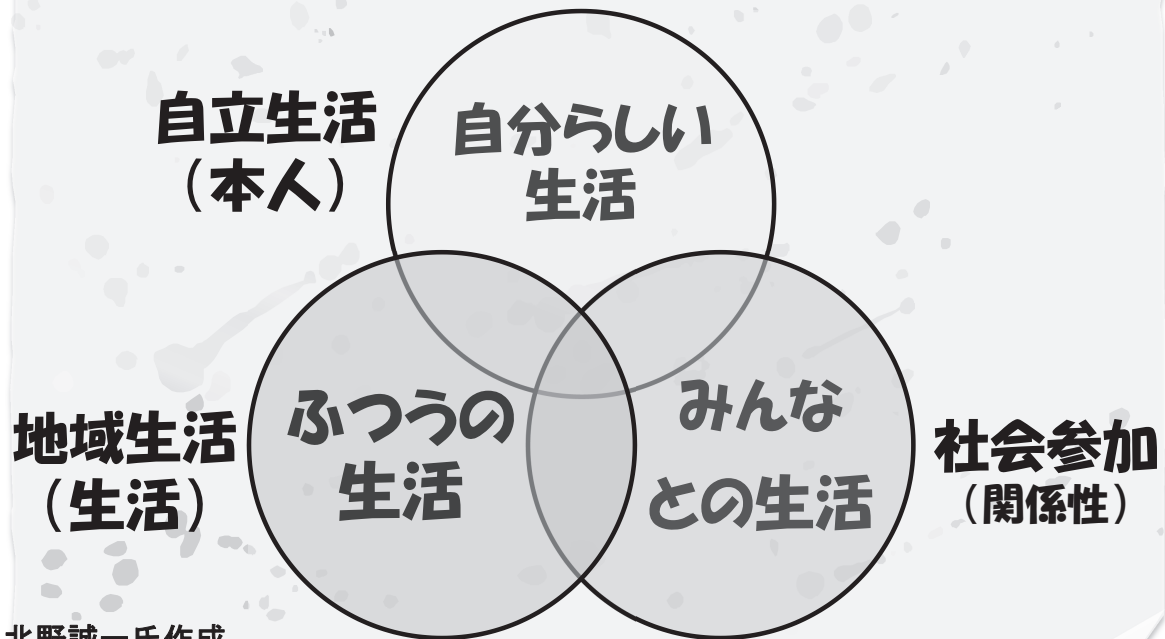
GHはサテライト型ユニットケア？

本人意思は反映されているか？

地域(移行先)は暮らしやすいか？

16

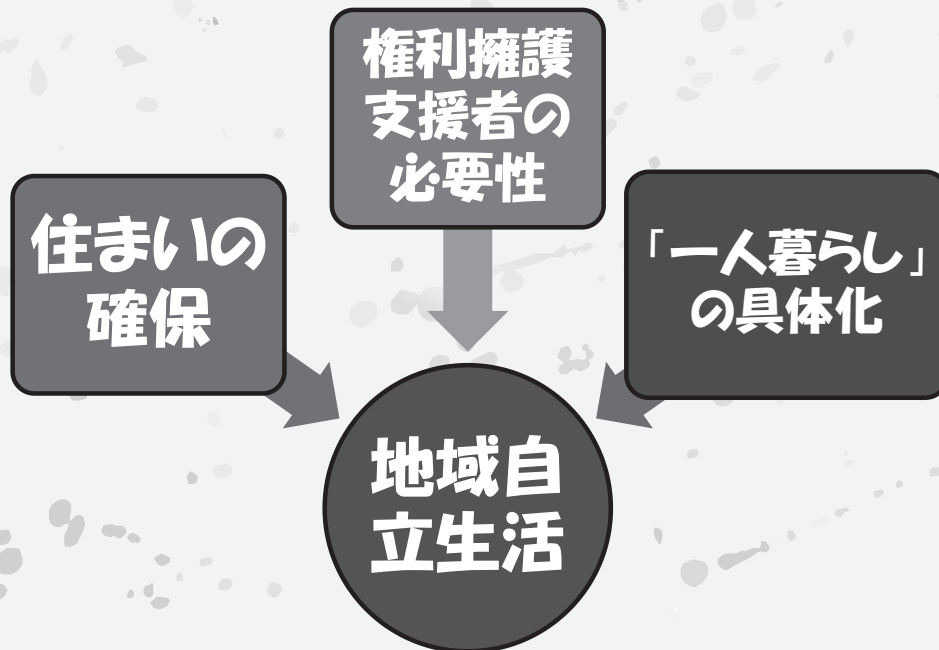
私たちの暮らし(地域自立生活)の内容(再掲)



北野誠一氏作成
資料を基に構成

17

地域自立生活への移行のために



18

障害者の意思決定支援・成年後見制度の利用促進 の在り方について

平成27年9月8日

1

【論点の整理(案)】

○ 障害者に対する意思決定支援についてどう考えるか。

< 検討の視点(例) >

- ・ 意思決定支援の定義
- ・ 支援の具体的な内容や仕組み(誰が・どの場面で・どのような障害を有する者に対し、どのように実施)
- ・ 意思決定支援に係る人材育成

2

意思決定支援に関する関係条文

○障害者がどこで誰と生活するかについて選択の機会等が確保される旨の規定

○障害者総合支援法
(基本理念)

第一条の二 障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

○国及び地方公共団体が障害者の意思決定の支援に配慮する旨の規定

○障害者基本法
(相談等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない。

○知的障害者福祉法
(支援体制の整備等)

第十五条の三 市町村は、知的障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、この章に規定する更生援護、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による自立支援給付及び地域生活支援事業その他地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスが積極的に提供され、知的障害者が、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、自立した日常生活及び社会生活を営むために最も適切な支援が総合的に受けられるように、福祉サービスを提供する者又はこれらに参画する者の活動の連携及び調整を図る等地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。

3

○指定事業者等及び指定相談支援事業者が利用者の意思決定の支援に配慮する旨の規定

○障害者総合支援法
(指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者の責務)

第四十二条 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者(以下「指定事業者等」という。)は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービスを当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めなければならない。

(指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の責務)

第五十一条の二十二 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者(以下「指定相談支援事業者」という。)は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、相談支援を当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めなければならない。

○利用者に必要な情報提供を行う旨の規定

○障害者総合支援法
(定義)

第五条第十七項 この法律において「基本相談支援」とは、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整(サービス利用支援及び継続サービス利用支援に関するものを除く。)その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与することをいう。

4

意思決定支援の在り方及び成年後見制度の利用促進の在り方に関する調査研究 (障害者総合福祉推進事業)

平成25年度(基礎的調査研究)

- ・ 意思決定支援について、障害者団体や事業者団体等へのアンケート調査や海外の文献調査
- ・ 成年後見制度について、知的障害者・精神障害者の家族等に対する成年後見制度の利用実態調査やヒアリングの実施



意思決定支援及び成年後見制度に関する実態や課題を整理

平成26年度(実践的調査研究)

平成25年度の基礎的調査研究を踏まえ、

- ・ 意思決定支援に関係する有識者等により構成される検討会議を設置し、支援場面に応じた具体的な意思決定支援方法の研究及びその効果を検証
- ・ 成年後見制度の利用につなぐりにくい要因を類型化し、それぞれに対する成年後見制度の利用促進策の研究及びその効果を検証



具体的な意思決定支援方法や成年後見制度の利用促進策等に関する報告書を取りまとめ

平成27年度(実践的継続研究)

平成25年度の基礎的調査研究、平成26年度の実践的調査研究を踏まえ、

- ・ 意思決定支援ガイドライン(案)に社会保障審議会障害者部会の検討内容を反映し、さらに精査するとともに、支援現場において意思決定支援ガイドライン(案)に基づいた支援を試行的に行った結果を収集し、事例としてまとめる。



意思決定支援ガイドライン(案)をさらに精査し、事例を収集しまとめる見込み

5

意思決定支援ガイドライン(案)の概要

平成26年度障害者総合福祉推進事業
「意思決定支援の在り方並びに成年後見制度の利用促進の在り方に関する研究事業」

意思決定支援の定義

意思決定支援とは、知的障害や精神障害(発達障害を含む)等で意思決定に困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活等に関して自分自身がしたい(と思う)意思が反映された生活を送ることが可能となるように、障害者を支援する者(以下「支援者」と言う。)が行う支援の行為及び仕組みをいう。

意思決定を構成する要素

- 1 障害者の態様(好み、望み、意向、障害の特性等)
- 2 意思決定の内容(領域)
(1)生活の領域(食事、更衣、移動、排泄、整容、入浴、余暇、社会参加等)
(2)人生の領域(住む場所、働く場の選択、結婚、障害福祉サービスの利用等)
(3)生命の領域(健康上の事項、医療措置等)
- 3 人的・社会的・物理的環境等(関係者が、本人の意思を尊重しようとする態度で接しているか、慣れ親しんだ場所か等)

意思決定支援の基本的原則(イギリスの2005年意思能力法の5大原則を参考)

- 1 能力を欠くと確定されない限り、人は、能力を有すると推定されなければならない。
- 2 本人の意思決定を助けるあらゆる実行可能な方法は功を奏さなかったものでなければ、意思決定ができないとは見なされてはならない。
- 3 人は、単に賢明でない判断をするという理由のみによって意思決定ができないと見なされてはならない。
- 4 意思決定能力がないと評価された本人に代わって行為をなし、意思決定するにあたっては、本人のベストインタレスト(最善の利益)に適するように行わなければならない。
- 5 そうした行為や意思決定をなすにあたっては、本人の権利や行動の自由を制限する程度がより少なくて済むような選択肢が他にないか、よく考えなければならない。

意思決定支援における合理的配慮

- 1 本人の年齢、障害の態様、特性、意向、心情、信念、好みや価値観、過去から現在の生活様式等に配慮する。
- 2 意思決定支援を行うにあたっては、内容についてよく説明し、結果を含めて情報を伝え、あらゆる可能性を考慮する。
- 3 本人の日常生活、人生及び生命に関する領域等意思決定支援の内容に配慮する。
- 4 本人が自ら参加し主体的に関与できる環境をできる限り整える。
- 5 家族、友人、支援者、法的後見人等の見解に加え、第三者の客観的な判断が可能となる仕組みを構築する。

意思決定支援における留意点

- 1 意思決定と情報
 - ・ 決定を行うに当たって必要な情報を、本人が十分理解し、保持し、比較し、実際の決定に活用できるよう提供すること。
 - ・ 本人が自己の意思決定を表出、表現できるよう支援すること。
 - ・ 本人が表明した意思をサービス提供者等に伝えること。
 - ・ 本人の意思だと思われるものを代弁すること。
- 2 情報提供の留意点
 - ・ 本人への情報提供については、支援者の態度・方法・技術によって大きく異なることを理解すること。
 - ・ できるだけ解りやすい方法、手段にて情報を伝える(手話、伝達装置、絵文字、コミュニケーションカード、スケジュール等含む)
 - ・ 情報提供に関しては、ステップを踏んで確認しながら行う。
 - ・ 予測される副次的出来事(リスクも含む)について伝える
 - ・ 決定の結果についての責任を伝える。
- 3 意思決定支援における最善の利益の判断
 - ・ 事案について、複数の決定によるメリットとデメリットを可能な限り挙げて相互に比較検討して結論を導くこと。
 - ・ 事案の決定について、どちらか一つということではなく二つを融合して一つ高い段階において決定を図っていくこと。
 - ・ 本人にとって、自由の制限がより少ない方法を選択すること。

6

意思決定支援ガイドライン(案)の概要(各論)

1 障害福祉サービス事業所等における意思決定支援の考え方

(1) 意思決定支援と代弁者

重度の知的障害者等は、支援者が本人にとって最善の利益を考へ判断することしかできない場合もある。その場合は、事実を根拠として本人の意思を丁寧に理解し、代弁する支援者が求められる。これらの者がいない場合には、基幹相談支援センターの相談員等が、本人を担当する相談支援専門員とは別に第三者の代弁者となることができる。

(2) 日常の支援場面における意思決定支援

障害福祉サービス等の職員は、利用者に対する直接支援の全てに意思決定支援の要素が含まれている。本人の意思の確認に基づく支援を行った結果がどうだったかについて記録しておくことが、今後の根拠をもった意思決定支援に役立てることができるため、記録の仕方や内容について、意思決定支援の観点から検討することが有用である。

(3) 大きな選択に係る意思決定支援

「人生の大きな選択」などの場面における意思決定支援は、本人の意思確認を最大限の努力で行うことに加え、本人に関わる関係者が集まり、現在及び過去の本人の日常生活の場面における表情や感情、行動などの支援機関における記録等の情報やこれまでの生活歴、人間関係等様々な情報を交換し判断の根拠を明確にしながら、より自由の制限の少ない生活への移行を原則として、本人の最善の利益の観点から意思決定支援を進める必要がある。

これらの場面において、本人の支援に関係する者や代弁者等の参加により意思決定支援会議を開き、意思決定支援の内容や結果と判断の根拠を記録しておくことが必要である。

2 意思決定支援の仕組み

(1) 意思決定支援の責任者の配置…意思決定支援計画作成に中心的に関わり、意思決定支援のための会議を企画・運営し、事業所内の意思決定支援の仕組みを作る等の役割を担う。サービス管理責任者との兼務も考えられる。

(2) 意思決定支援計画の作成…障害者の意向、好み、障害の態様や特性、意思決定の内容及び人物・物理的環境、意思決定支援の原則等に十分配慮して行うことが必要。計画は、PDCAサイクルを繰り返すことにより、それぞれの意思決定の内容を改善していくことになる。

3 意思決定支援のプロセス

(1) アセスメント…本人の状態、決定する内容、その人的・物理的環境等を適切に把握。利用者の決定能力、自己理解、心理的状況、意向や好み、望み、これまでの生活史、将来の方向性を含め多角的かつ客観的に把握すること。

(2) 意思決定支援計画の作成…アセスメントの結果、個別支援計画やサービス等利用計画等の情報から課題及びニーズを整理した上で、個別の意思決定支援計画を作成すること。

(3) 意思決定支援の実施…プログラム等により具体的に意思決定支援を実施。特に支援開始時・終了後の職員間での意思疎通・情報の共有を十分図ることが重要。また、実践をフィードバックして知見を集積し、整理することにより意思決定支援の標準化を図ることも重要。支援の経過・状況・結果等については記録として残すこと。

(4) 実施状況の把握(モニタリング)…意思決定支援の実施状況の把握(モニタリング)を適宜行い、必要に応じて意思決定支援計画の変更(修正)を行う。

(5) 意思決定支援実施の評価とフォロー…意思決定支援後における評価とフォローについては、意思決定後の本人の状態、状況の変化について把握するとともに、本人の生活や人生がどのように変わり、本人の満足度を含めた評価を行うことが重要である。

7

4 意思決定支援会議の開催

意思決定支援責任者は、個々の利用者のための意思決定計画の作成、事業所内における意思決定支援の仕組みの構築、自立支援協議会等外部機関等の連携の情報の共有のために、意思決定支援会議の企画及び運営を効率的に行う役割がある。その際、本人及び保護者が意思決定支援会議に参加できるよう説明を行うとともに必要な支援を行う。

5 職員の知識・技術の向上

(1) 意思決定支援責任者及び職員等の知識・技術の向上

意思決定支援責任者及び職員の知識・技術の教条は、意思決定支援の向上に直結するものであり、意思決定支援責任者及び職員の理念的理解、基本的態度の醸成並びに知識・技術の向上への取り組みを促進させることが重要である。

(2) 研修受講機会等の提供

意思決定支援責任者及び職員の資質向上を図るため、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 利用者と保護者等に対する説明責任等

・利用者と保護者に対して、意思決定支援計画、意思決定支援会議の内容についての丁寧な説明を行う。

・事業所においては、利用者及び保護者等からの苦情について、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる必要がある。

・関係機関等に利用者又はその家族等に関する情報を提供する際は、同意を得ておかななければならない。

7 意思決定支援における連携

(1) 相談支援事業との連携…サービス担当者会議に参画する意思決定支援責任者は、サービス等利用計画(案)や個別支援計画に連動した意思決定支援計画を念頭に置いて、利用者の最善の利益の観点から意見を述べるのが重要。

(2) 学校との連携…児童の生活、発達支援の連続性を確保するために、学校との連携を積極的に図る必要がある。児童の意思決定に関して学校との間で情報を共有しておく必要がある。

(3) 医療機関等との連携…医療的なケアに関する意思決定支援の必要が生じることを考慮して、主治医等との連携体制を整えておく必要があることから、普段から障害特性の理解や障害特性に応じた意思決定支援方法に関して共通理解を図っておくこと。

(4) 自立支援協議会等との連携…地域における意思決定支援の仕組みを構築していくために(地域自立支援)協議会権利擁護部会等へ積極的に参加する。

(5) 成年後見人等との連携…後見人、保佐人、補助人等は、意思決定支援に関するチームの一員としてその役割を果たしていくことが重要。

(6) 当事者団体等との連携…本人の意思決定をエンパワメントする観点から、当事者団体のメンバーからの支援を積極的に活用することも重要。

8 意思決定支援における危機管理

意思決定支援に際して生ずるリスクに対して、危機管理(リスクマネジメント)の観点から対応していくことが必要である。

障害者の住まいの場の確保に関する 施策について

平成28年1月25日

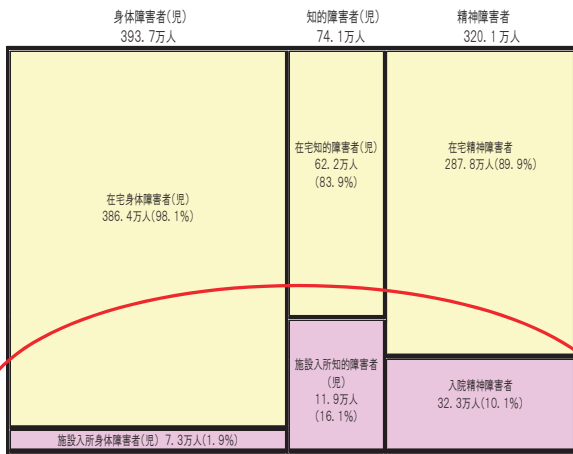
厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課

障害者の数

- 障害者の総数は787.9万人であり、人口の約6.2%に相当。
- そのうち身体障害者は393.7万人、知的障害者は74.1万人、精神障害者は320.1万人。
- 障害者数全体は増加傾向にあり、また、在宅・通所の障害者は増加傾向となっている。

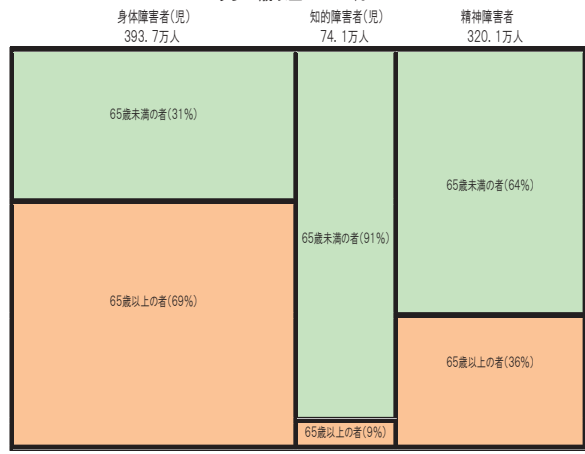
(在宅・施設別)

障害者総数 787.9万人(人口の約6.2%)
うち在宅 736.4万人(93.5%)
うち施設入所 51.5万人(6.5%)



(年齢別)

障害者総数 787.9万人(人口の約6.2%)
うち65歳未満 50%
うち65歳以上 50%



※身体障害者(児)数は平成23年(在宅)、平成21年(施設)の調査等、知的障害者(児)数は平成23年の調査、精神障害者数は平成23年の調査による推計。なお、身体障害者(児)には高齢者施設に入所している身体障害者は含まれていない。

※平成23年の調査における身体障害者(児)数(在宅)及び知的障害者(児)数(在宅)は岩手県、宮城県、福島県、仙台市、盛岡市、郡山市、いわき市及び大阪市を除いた数値である。知的障害者(児)数(施設)は、宮城県、福島県の一部市町村を除いた数値である。

※平成23年の調査における精神障害者数は宮城県の石巻医療圏及び仙台医療圏並びに福島県を除いた数値である。

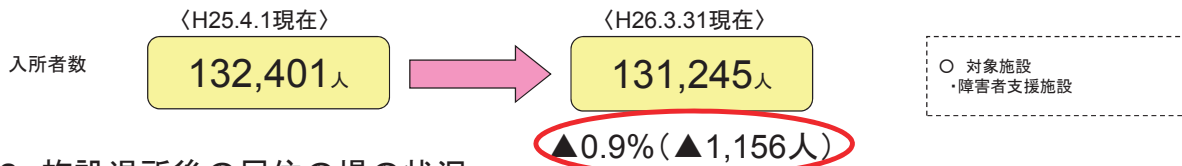
※在宅身体障害者(児)、在宅知的障害者(児)は、障害者手帳所持者数の推計。障害者手帳非所持者、自立支援給付等(精神通院医療を除く。)を受けている者は19.5万人と推計されるが、障害種別が不明のため、上記には含まれていない。

※複数の障害種別に該当する者の重複があることから、障害者の総数は粗い推計である。

施設入所者の地域生活への移行に関する状況①

※ 2,522施設からの回答を集計。

1 入所者の推移



2 施設退所後の居住の場の状況

(1) 退所者の居住の場の内訳

地域生活移行	他入所施設 (障害)	他入所施設 (老人)	地域移行型 ホーム	病院	死亡	その他	計	新規入所者
2,402人 (33.8%)	882人 (12.4%)	430人 (6.1%)	27人 (0.4%)	1,116人 (15.7%)	2,077人 (29.2%)	168人 (2.4%)	7,102人	5,946人

※「その他」には、救護施設、刑務所、所在不明等が含まれる。

(2) 地域生活への移行状況

〈H25.4.1→H26.3.31〉

地域生活へ移行した者 2,402人 1.8% (H25.4.1入所者数をベースとして地域生活へ移行した割合)

〈地域生活へ移行した者の住まいの場の内訳〉

共同生活介護	共同生活援助	福祉ホーム	家庭復帰	1人暮らし・結婚等			その他
				公営住宅	公的賃貸住宅(公営住宅を除く)	その他民間住宅	
752人 (31.3%)	410人 (17.1%)	22人 (0.9%)	878人 (36.6%)	34人 (1.4%)	7人 (0.3%)	260人 (10.8%)	39人 (1.6%)

2

施設入所者の地域生活への移行に関する状況②

3 地域生活へ移行した者の日中活動の状況

〈地域生活へ移行した者の日中活動の内訳〉

生活介護	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	地域活動支援センター
761人 (31.7%)	31人 (1.3%)	46人 (1.9%)	113人 (4.7%)	53人 (2.2%)	422人 (17.6%)	34人 (1.4%)
一般就労	学校 (能力開発校含む)	精神科 デイケア等	通所介護 (介護保険)	その他の活動	未定	不明
290人 (12.1%)	36人 (1.5%)	42人 (1.7%)	92人 (3.8%)	69人 (2.9%)	255人 (10.6%)	158人 (6.6%)

4 施設入所前の居住の場の状況

(1) 新規入所者の入所前の内訳

地域生活	他入所施設 (障害)	他入所施設 (老人)	地域移行型 ホーム	病院	その他	計
2,671人 (44.9%)	1,107人 (18.6%)	97人 (1.6%)	19人 (0.3%)	1,574人 (26.5%)	478人 (8.0%)	5,946人

(2) 地域生活の内訳

共同生活介護	共同生活援助	福祉ホーム	家庭	1人暮らし・結婚等			その他
				公営住宅	公的賃貸住宅(公営住宅を除く)	その他民間住宅	
185人 (6.9%)	86人 (3.2%)	5人 (0.2%)	2,237人 (83.8%)	25人 (0.9%)	3人 (0.1%)	86人 (3.2%)	44人 (1.6%)

3

グループホームの概要

- ☆ グループホームは、障害のある方が地域の中で家庭的な雰囲気の下、共同生活を行う住まいの場。
- ☆ 1つの住居の利用者数の平均は**5名程度**

具体的な利用者像

- ☆ 単身での生活は不安があるため、一定の支援を受けながら地域の中で暮らしたい方
- ☆ 一定の介護が必要であるが、施設ではなく、地域の中で暮らしたい方
- ☆ 施設を退所して、地域生活へ移行したいがいきなり単身生活には不安がある方 など

具体的な支援内容

- ☆ 障害者の方に対し、共同生活住居において、**相談、入浴、排せつ又は食事の介護、家事等の日常生活上の支援**を併せて提供。

必要な設備等

- ☆ **共同生活住居ごとに1以上のユニットが必要**
- ☆ **ユニットの入居定員は2人以上10人以下**
- ☆ 居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設ける
- ☆ 居室の定員：原則1人
- ☆ 居室面積：収納設備を除き**7.43㎡**



- ★ **住宅地に立地**
- ★ **入居定員は原則10名以下**
(既存建物を活用する場合は、最大30名以下)

	グループホーム（共同生活援助）	
	（介護サービス包括型）	（外部サービス利用型）
利用対象者	障害支援区分にかかわらず利用可能	
サービス内容	食事や入浴等の介護や相談等の日常生活上の援助	
介護が必要な者への対応	当該事業所の従業者により介護サービスを提供	外部の居宅介護事業所に委託
報酬単位	世話人の配置及び支援区分に応じて 668単位～182単位	世話人の配置に応じて（基本サービス） 259単位～121単位 サービスに要する標準的な時間に応じて（受託居宅介護サービス） 95単位～
事業所数	5,338事業所	1,487事業所
利用者数	83,248人	16,154人
	99,402人	

事業所数・利用者数については、国保連平成27年8月サービス提供分実績 4

グループホームの制度施行時の基本的な性格

[精神薄弱者地域生活援助事業（グループホーム）設置・運営マニュアル]（平成元年6月 厚生省児童家庭局障害福祉課）抜粋

第一 総論

1～3（略）

4 グループホームの基本的性格

- ①（略）
- ② グループホームは、地域社会で選択的に生きる知的障害者の生活の拠点であること。
- ③ グループホームは、**施設を単に小型にしたというものではないこと。**
- ④（略）
- ⑤ グループホームにおける**入居者の日常生活は、指導・訓練的なものが最小限であり、管理性が排除されたものであること。**
- ⑥（略）

第二 各論

4 グループホームに供する建物（住宅）

（1）住宅の条件

イ. グループホームとして使用する住宅は、**原則として一般住宅地内に位置し、その外観は一般の住宅と異なることのないよう配慮されなければなりません。**

ロ及びハ（略）

注10 グループホームの特色は、**障害を持った人達が少人数で支え合って暮らす**ことにあります。

5 入居者

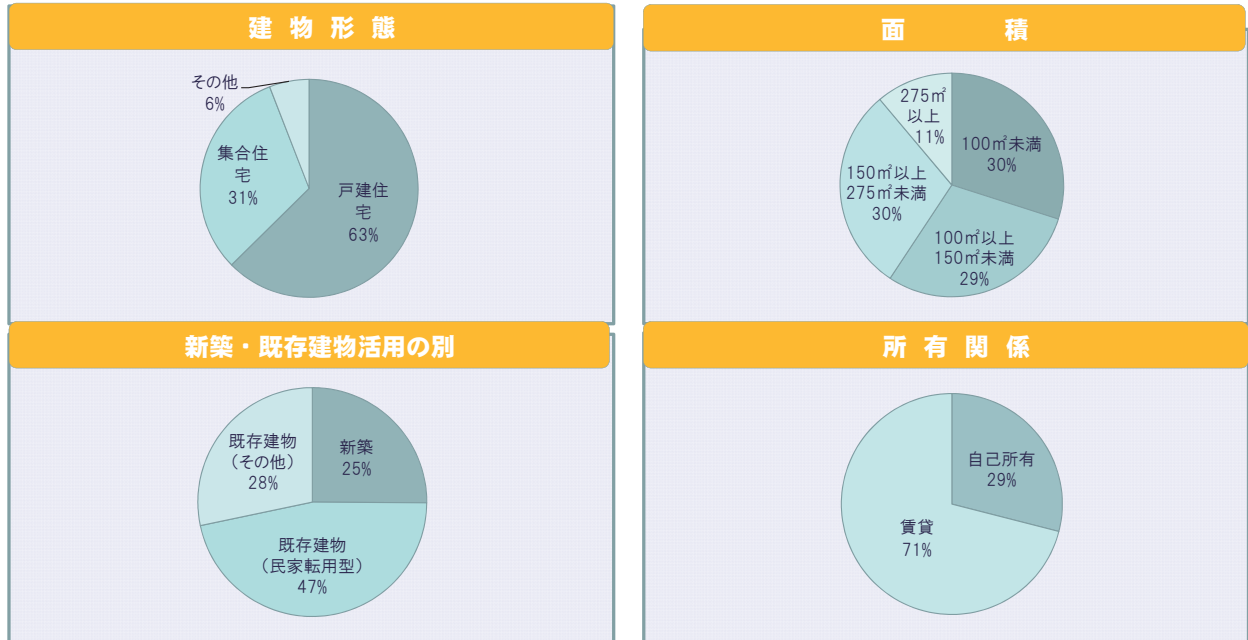
（1）及び（2）（略）

（3）入居者の人数

グループホームの入居者の人数は、**4～5人を標準**とします。（4人未満は認めません。6～7人でも世話人は1人です。）

グループホーム・ケアホームの利用建物の状況

グループホーム・ケアホームの共同生活住居の建物の形態は、戸建住宅が62.6%(9,589住居)、集合住宅が31.5%(4,825住居)、その他が5.9%(897住居)となっており、利用建物の面積は、275㎡未満が約9割(13,401住居)となっている。
また、共同生活住居のうち74.9%(11,443住居)が既存建物を活用しており、建物の所有関係をみると、賃貸の割合が71.0%(10,843住居)となっている。



出典:「障害者のグループホーム・ケアホームにおける防火安全体制等に関する実態調査」(H25. 2 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部調べ)

6

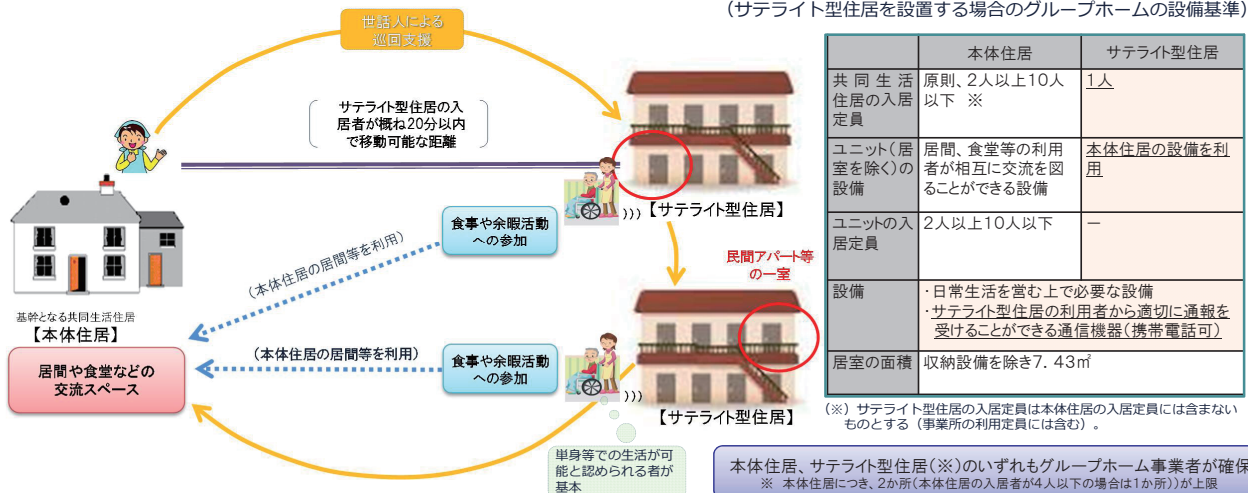
グループホーム（サテライト型）の概要

- 地域生活への移行を目指している障害者やグループホームを利用している障害者の中には、共同住居よりも**単身での生活を望む人**がいる
- 少人数の事業所が経営安定化の観点から、定員を増やそうとしても**近隣に入居人数など条件にあった物件がなく**、また、物件が見つかったとしても**界壁の設置など大規模改修が必要となるケースも少なくない**との声がある。

共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえつつ、1人で暮らしたいというニーズにも応え、地域における多様な住まいの場を増やしていく観点から、グループホームの新たな支援形態の1つとして本体住居との密接な連携（入居者間の交流が可能）を前提として

ユニットなど一定の設備基準を緩和した1人暮らしに近い形態のサテライト型住居の仕組みを創設

(サテライト型住居を設置する場合のグループホームの設備基準)



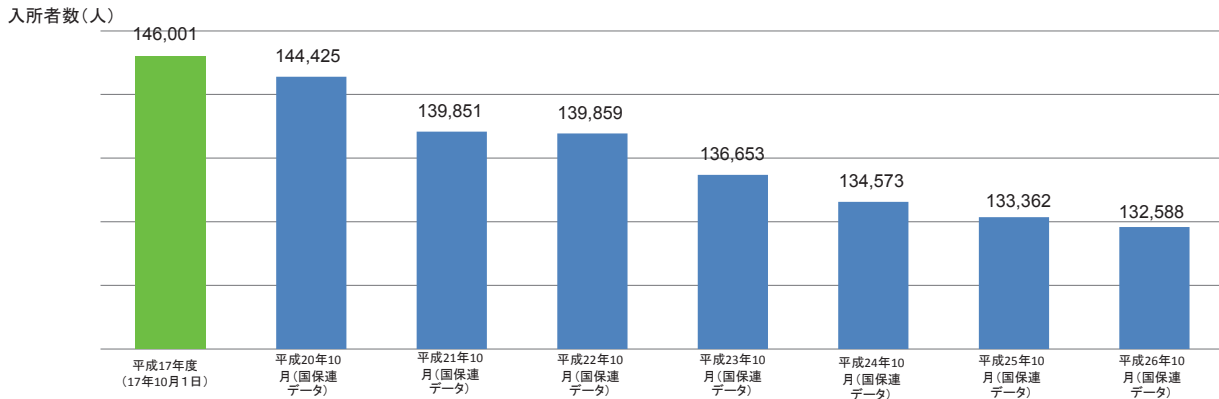
7

施設等から地域への移行の推進

入所施設の利用者数は、障害者自立支援法前から着実に減少している。
ケアホーム・グループホーム利用者は着実に増加している。

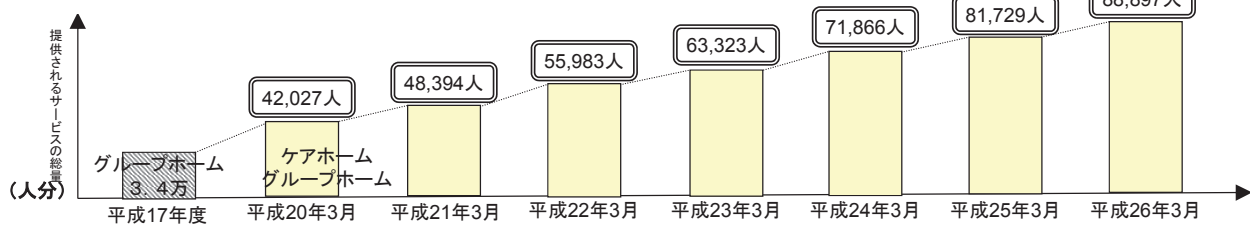
○施設入所者数の推移

出典：国保連データ速報値等



○ケアホーム・グループホーム利用者の推移

出典：国保連データ速報値等



8

グループホームの施設整備に対する助成制度

社会福祉施設等施設整備費補助金

- 対象法人**
社会福祉法人、医療法人、公益法人、NPO法人等
- 整備区分**
新築、改修
- 基準単価 (平成27年度)**

整備区分	基準単価 (事業費ベース)	
創設	※ エレベーター等設置整備を行う場合	<u>2,880万円以内</u> <u>3,080万円以内</u>
	※ エレベーター等設置整備を併せて行う場合	<u>1,000万円以内</u> <u>1,200万円以内</u>
改修	※ エレベーター等設置整備のみの場合	<u>200万円以内</u>

- 負担割合**
国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/4、事業者：1/4

9

グループホームの利用の際の助成

1 目的

グループホームの家賃について、障害者の地域移行をさらに進めるため、その一定額を助成するもの。

2 対象者

グループホーム利用者（市町村民税課税世帯を除く）

3 助成額（月額）

家賃を助成対象とし、利用者1人当たり月額1万円を上限

- ※ 家賃が1万円未満の場合は、当該家賃の額を助成。
- ※ 月の途中で入退居した場合は、1万円を上限として実際に支払った額を助成。
- ※ 家賃に対する助成は、事業者による代理受領の場合、他の障害福祉サービスに係る報酬と同様に、翌々月となる。（例：平成23年10月分は、平成23年12月に支給）

4 負担率

1/2（負担割合 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）

5 施行期日

平成23年10月1日

10

認知症高齢者GH等火災対策検討部会の設置（平成25年3月11日～）

新潟で障害者施設火災 1人死亡、居室が火元か

十日午前四時三十分、新潟市西区坂井の障害者グループホーム「ベリハワズ」で火災が発生。一人が死亡し、居室が火元か。火災発生後、消防隊が駆けつけ、火を消した。死者は、施設職員で、原因は不明。施設側は、火災発生時の対応について説明している。

25. 2. 9 日経新聞

介護施設で火災 4人死亡 長崎2人重体、6人重軽症

長崎市の介護施設で火災が発生し、4人死亡、2人重体、6人重軽症。火災発生時の対応について説明している。

25. 2. 11 東京新聞

平成25年2月、認知症高齢者グループホーム(8日)及び障害者グループホーム(10日)で火災。人的被害が発生。

↓

それぞれの施設類型について火災翌日には防火安全体制の徹底・点検について通知。12日には、社会福祉施設等全体について防火安全体制の徹底を呼びかけた。

↓

消防庁において①「認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会」②「障害者施設等火災対策検討部会」を開催。①はすでに報告書も完成

↓

②も26. 2. 6が最終回→3月28日にとりまとめ

11

グループホーム等における消防設備の設置義務

【(新設)平成27年4月～(既設※1)平成30年4月～】

対象施設	スプリンクラー設備 ※3		自動火災報知設備		消防機関へ通報する火災報知設備	
	改正前	平成27年4月～	改正前	平成27年4月～	改正前	平成27年4月～
【入所施設（障害児・重度障害者）、グループホーム（重度）】 ※消防法施行令別表第1（6）項口関係 ①障害児施設（入所） ②障害者支援施設・短期入所・グループホーム（障害支援区分4以上の者が概ね8割を超えるものに限る。）	275㎡以上	全ての施設 ※2を除く。	全ての施設 ★平成27年4月から基準を変更 消防機関へ通報する火災報知設備は、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動するものとするよう基準を変更		全ての施設	
【上記以外（通所施設等）】 ※消防法施行令別表第1（6）項八関係 ①障害児施設（通所） ②障害者支援施設・短期入所・グループホーム（障害支援区分4以上の者が概ね8割を超えるものを除く。） ③身体障害者福祉センター、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）	6000㎡以上 (平屋建てを除く)	300㎡以上	利用者を入居させ、若しくは宿泊させるもの、又は、延べ面積が300㎡以上のもの		500㎡以上	

※1 既存のグループホーム(新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中のものを含む)については、平成30年3月末までの猶予期間あり。
 ※2 障害支援区分の認定調査項目のうち、障害支援区分4以上で「移乗」「移動」「危険の認識」「説明の理解」「多動・行動停止」「不安定な行動」の6項目のいずれの項目も「全面的な支援が必要」「理解できない」「判断できない」等に該当しない者の数と障害支援区分3以下の者の数との合計が利用者の2割以上であって、延べ面積が275㎡未満のもの
 ※3 防火区画を設けること等による構造上の免除要件あり(別紙)

障害者の住まいの場の確保のための福祉部局と住宅部局の連携について（概要）

(平成21年11月12日付厚生労働省社会・援護局地域福祉課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、国土交通省住宅局住宅総合整備課長、国土交通省住宅局安心居住推進課長連名通知) 平成26年4月1日現在

◆ 趣旨

- 障害者が地域において自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするためには、グループホームなど地域における住まいの場の確保が重要。
- このため、厚生労働省、国土交通省の連名で通知を发出し、障害者の住まいの場の確保等に関する両省の施策について広く紹介するとともに、各地方公共団体においても、福祉部局と住宅部局の連携を図り、これらの施策についての取組を強化するよう依頼。

◆ 厚生労働省・国土交通省の主な施策

(1) グループホームの整備の促進等

- 公営住宅をグループホームとして活用するためのマニュアルの周知
- 厚生労働省における施設整備費の助成等や国土交通省の「社会資本整備総合交付金」等の活用により、各自治体が定める障害福祉計画に基づく計画的な整備を支援
- 平成23年10月からグループホーム等を利用している障害者に対して月額1万円を上限に居住に要する費用を助成。

(2) 公的賃貸住宅への入居の促進

- 障害者の優先枠の設定や障害者向けの公営住宅の供給等による入居促進
- 既存民間住宅の一部を借り上げて行う公営住宅の供給

(3) 民間賃貸住宅への入居の円滑化

- 障害者等の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援する居住支援協議会の積極的な活用及び(自立支援)協議会との緊密な連携
- 民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業による障害者等が円滑に入居できる民間住宅の供給支援
- 財団法人高齢者住宅財団が未払い家賃の債務保証を行う家賃債務保証制度の普及

(4) 地域移行支援・地域定着支援の個別給付化

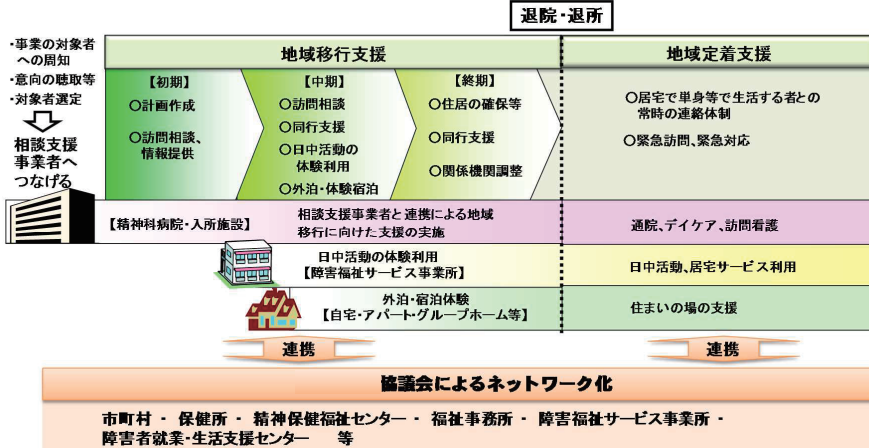
- 障害者支援施設の入所等に対し、住居の確保など地域生活に向けた支援を行う「地域移行支援」、1人暮らし等の障害者と常時連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う「地域定着支援」を平成24年度から実施

地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の概要

地域移行支援・・・障害者支援施設、精神科病院、救護施設・更生施設、矯正施設等に入所又は入院している障害者を対象に住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。

地域定着支援・・・居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。

(参考) 地域生活への移行に向けた支援の流れ (イメージ)



※ 精神障害者の退院後支援事業の手引(平成19年3月日本精神保健福祉士協会を参考に作成)

	地域移行支援	地域定着支援
事業所数	267事業所	422事業所
利用者数	466人	2,212人

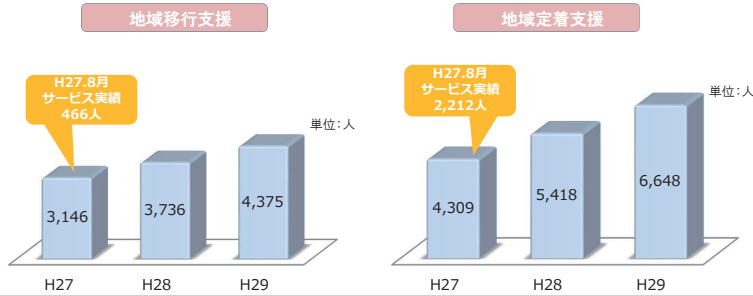
国保連平成27年8月実績

報酬単価

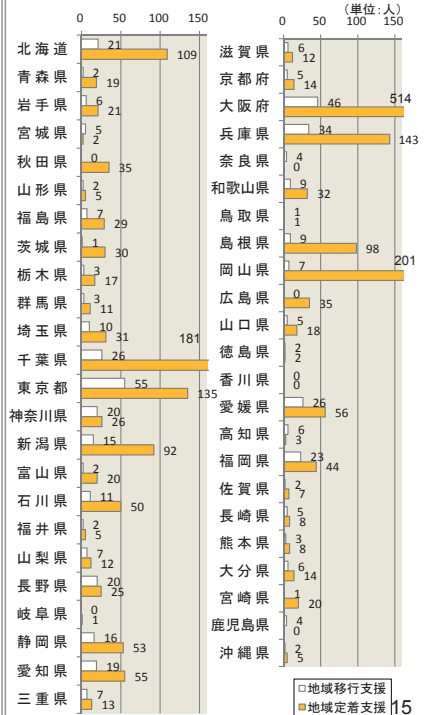
(地域移行支援)	
地域移行支援サービス費	2,323単位/月
初回加算 (利用を開始した月に加算)	500単位/月
退院・退所月加算 (退院・退所月に加算)	2,700単位/月
集中支援加算 (月6日以上面接・同行による支援を行った場合に加算)	500単位/月
障害福祉サービス事業の体験利用加算	300単位/日
体験宿泊加算 (I)	300単位/日
体験宿泊加算 (II)	700単位/日
特別地域加算	+15/100
(地域定着支援)	
地域定着支援サービス費 〔体制確保分〕 〔緊急時支援分〕	302単位/月 705単位/日
特別地域加算	+15/100

地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者数実績等

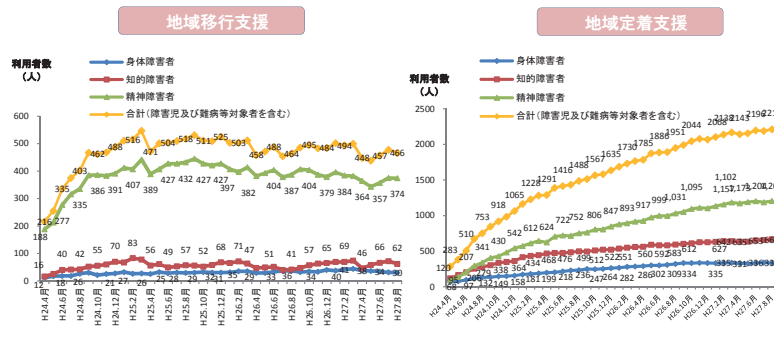
◆ 第4期障害福祉計画における見込量



◆ 都道府県別利用者数 (H27.8)



◆ 障害別利用者数の推移 (H24.4~H27.8)



《参考》障害者部会報告書（抄）

『障害者総合支援法施行3年後の見直しについて ～社会保障審議会障害者部会報告書～』
(平成27年12月14日)

Ⅲ 各論について

1. 常時介護を要する障害者等に対する支援について
(2) 今後の取組

(地域生活を支援するサービス等)

- グループホームから一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、障害者の一人暮らしを支える仕組みを構築し、安心して一人暮らしへの移行ができるよう、障害者の日常生活を適切に支援できる者による定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを新たに位置付けるべきである。その際、当該サービスの内容を踏まえつつ、他のサービスの利用の在り方についても整理を行うべきである。

あわせて、障害者の地域移行の受け皿となるグループホームについて、重度障害者に対応することができる体制を備えた支援等を提供するサービスを位置付け、適切に評価を行うべきである。また、障害者の状態とニーズを踏まえて必要な者にサービスが行き渡るよう、利用対象者を見直すべきであり、その際には、現に入居している者に配慮するとともに、障害者の地域移行を進める上でグループホームが果たしてきた役割や障害者の状態・ニーズ・障害特性等を踏まえつつ詳細について検討する必要がある。